

宮城県企業局における放射能濃度測定の結果について

宮城県企業局が所管する物質（水道水及び浄水発生土）に対して放射能濃度測定を実施しましたので、その結果をお知らせします。

1 測定結果

(1) 水道水

全ての検体において基準値（10Bq/kg）を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。

(単位：Bq/kg)

採取年月日	令和5年3月6日		測定年月日		令和5年3月6日	
	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム			
			Cs-134	Cs-137		
	仙南・仙塩広域水道 南部山浄水場（白石市）	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.4 未満)	不検出 (検出下限値 0.4 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)
	大崎広域水道 麓山浄水場（加美町）	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.4 未満)	不検出 (検出下限値 0.4 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)
	大崎広域水道 中峰浄水場（大和町）	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)

(注) 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

〔記載例〕 南部山浄水場における放射性ヨウ素「不検出（検出下限値 0.5 未満）」の場合、採水された水道水の放射性物質濃度が 0.5Bq/kg 未満であることを意味します。

基準値…平成 24 年 4 月 1 日から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が 10Bq/kg に設定されたことを受けて、水道水については放射性セシウムの管理目標値として 10Bq/kg が設定されました。

(2) 浄水発生土

(単位：Bq/kg)

採取年月日	令和5年3月2日、3日		測定年月日		令和5年3月6日	
	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム			
			Cs-134	Cs-137	Cs-134+137	
	仙南・仙塩広域水道 南部山浄水場（白石市）	不検出 (検出下限値 7 未満)	不検出 (検出下限値 5 未満)	22	22	22
	大崎広域水道 麓山浄水場（加美町）	不検出 (検出下限値 6 未満)	不検出 (検出下限値 4 未満)	不検出 (検出下限値 4 未満)	0	0

(注) 1 不検出等の考え方については、上記を御参照ください。

2 環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）に基づき、適切に保管・処分方法を行っています。

(参考) <http://www.env.go.jp/iishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

※現在、浄水発生土は全て産業廃棄物として処分していますが、100 Bq/kg 以下については再生利用することも可能です。

2 測定機関 宮城県（保健環境センター）

3 その他 過去の測定データについては次のホームページを参照願います。

- 宮城県企業局 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/housyanouindex.html>
- みやぎ原子力情報ステーション <http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>